

## 生駒市こども計画策定に係るパブリックコメントの実施について

### 1:パブリックコメント手続とは

生駒市パブリックコメント手続条例において、市の基本的な政策等を実施機関が策定するに当たり、(中略)政策等の案を公表し、市民等からの意見及び情報(以下「意見等」という。)の提出を受け、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見に対する実施機関の考え方等を公表する一連の手続とされています。

また、同条例においてパブリックコメント手続の対象となる市の基本的な政策等(以下「基本政策等」という。)として、「総合計画等市の基本的な政策を定める計画、個別の行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める方針又は計画の策定又は変更」となっていることから、今回、生駒市こども計画(及び子ども子育て支援事業計画)についてパブリックコメントを実施いたします。

### 2:目的

政策等を策定する過程において市民に説明する責務を果たすとともに、市民の市政への参加を促進し、もって行政運営における公正の確保と透明性の向上に資することを目的とします。

### 3:周知方法

広報いこまち 及び 生駒市ホームページ

### 4:期間

令和6年12月下旬～令和7年1月下旬(予定)※30日以上で実施予定。

### 5:計画の閲覧ができる場所

生駒市ホームページ

生駒市内の公共施設(施設内での閲覧+貸出)

- ・市役所3階市政情報コーナー
- ・鹿ノ台ふれあいホール
- ・北コミュニティセンター
- ・図書会館
- ・たけまるホール
- ・コミュニティセンター
- ・南コミュニティセンター

生駒市こども政策課の窓口(閲覧+貸出)

### 6:意見の提出方法

「持参」「郵送」「ファックス」「入力フォーム」にて意見を受付

※意見の提出にあたっては住所、氏名等を明記の上提出いただきます。

聞き取りでの意見徴取は行いません。

## 7:意見の公表

パブリックコメント期間終了後、意見に基づき計画の修正等について検討を行った上で、提出された意見等(賛否のみを表明するもの及び当該基本政策等の案に関連のないものを除く。)の概要及び提出された意見等に対する実施機関の考え方並びに基本政策等の案を修正したときはその修正内容を公表いたします。

また、意見等の公表については、市ホームページ及び、閲覧と同じ公共施設においても実施いたします。

## 8:スケジュール

12 月中旬 生駒市議会においてパブリックコメントの実施について報告

12 月下旬 パブリックコメント開始(ホームページにて公開開始)

1 月中旬 パブリックコメント終了

2 月 子ども子育て会議において意見概要及び修正内容について検討

3 月 パブリックコメント結果の公表

3 月 計画として完成

## 9:こども版パブリックコメントとの違い

パブリックコメント手続は「生駒市パブリックコメント手続条例」に基づいて実施いたしますが、今回はこどもに関する計画であることから、通常のパブリックコメント手続と別に「こども版パブリックコメント」という形でこどもから意見聴取を行います。

主な違いは以下のとおりです。

| 名称        | パブリックコメント<br>(こども計画)          | こども版<br>パブリックコメント       |
|-----------|-------------------------------|-------------------------|
| 根拠法令等     | 生駒市パブリックコメント手続条例              | こども基本法 第11条             |
| 対象        | 生駒市民                          | 市内公立校に通う<br>小学4年生～中学3年生 |
| 期間(予定)    | 令和6年12月下旬<br>～令和7年1月下旬(30日以上) | 令和7年1月中旬                |
| 意見を貰う内容   | 計画全体                          | こどもに関係の深い施策             |
| 回答方法      | 持参・郵送・ファックス<br>・入力フォーム        | GIGA端末から入力フォームで回答       |
| 意見の概要等の公表 | ホームページ<br>及び市内公共施設            | ホームページ(概要のみ)            |